



袖環審 第1号

平成27年 7月 7日

袖ヶ浦市長 出口 清 様

袖ヶ浦市環境審議会会长 日浦 博昭



「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設設計画 計画段階  
環境配慮書」に対する意見について(答申)

平成27年7月2日付け、袖環第824号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

## 記

当該事業は、袖ヶ浦市中袖に石炭を燃料とする合計出力200万kWの火力発電所を新たに建設する計画となっている。今回提出された計画段階環境配慮書では、現行の各種基準と照査し、重大な影響は回避・低減されると評価されているが、当該施設は大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域に設置され、規模も大きく、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べ、ばい煙等の排出量が非常に多いことから、より慎重に検討がなされるべきである。

提出された計画段階環境配慮書では、大気環境について、環境汚染物質の着地濃度が極めて小さく影響は少ないとしているが、現在市内の大気環境においては、光化学オキシダントや微小粒子状物質については環境基準を達成しておらず、多量のばい煙等の排出により、これら大気汚染物質生成への寄与が危惧される。また、有害大気汚染物質である水銀等による健康影響、さらには多量の二酸化炭素排出による地球温暖化への影響も懸念されるなど、一層の配慮が必要である。

また、温排水については、すでに閉鎖性水域である東京湾へ多量に排出されていることから、新たな施設の稼働により、水生生物の生育環境のみならず水質や生態系への影響も懸念されるところである。

そこで、当該事業者が今後行う環境影響評価においては、次の点について慎重かつ十分に検討されるよう強く要望する。

- 1 ばい煙について、燃料の燃焼からばい煙処理・排出に至る計画を具体的に明示すること。また、微小粒子状物質への影響を考慮し、更に高効率の発電技術等の導入についても検討することとし、可能な限りばい煙量の削減を図ること。
- 2 使用する石炭の性状を明らかにし、石炭燃焼に伴い排出が想定され、環境への影響が懸念される水銀をはじめとする未規制有害物質についても、排出諸元を明示するとともに、環境影響を適切に評価し、必要に応じ削減対策を講じること。
- 3 石炭粉じんについて、屋内貯炭までに至る経路を明確にし、その際の飛散防止対策及び強風時の飛散の可能性について予測、評価すること。  
また、一部利用する既存の屋外貯炭場についても、現状の調査及び評価をすること。
- 4 湿排水について、取放水口の位置や形状、海底地形、潮流等、具体的な諸元を明示し、慎重に調査、予測を行い、拡散範囲を平面図及び立面図で示す等、結果をわかりやすく示し評価すること。
- 5 騒音について、建設予定地から住宅地まで最短で約1kmであることから、騒音の発生する機器については屋内設置を基本とし、住宅地側には極力設置しないよう計画することとし、また、導入する機器は、より低騒音のものを優先的に選択すること。
- 6 ばい煙や湿排水に加え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素についても、環境影響のさらなる低減を図るため、最新の技術や新たに得られる知見について、隨時検討評価の対象とし、石炭火力発電所における先進的な役割を果たすよう努めること。

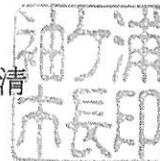


別添2

袖環 第1003号  
平成27年7月10日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出口 清



(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 計画段階  
環境配慮書に対する市長意見について(回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成27年6月16日付け、環第216号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

当該事業は、袖ヶ浦市中袖に石炭を燃料とする合計出力200万kWの火力発電所を新たに建設する計画となっている。今回提出された計画段階環境配慮書では、現行の各種基準と照査し、重大な影響は回避・低減されると評価されているが、当該施設は大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域に設置され、規模も大きく、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べ、ばい煙等の排出量が多いことから、より慎重に検討がなされるべきである。

提出された計画段階環境配慮書では、大気環境について、環境汚染物質の着地濃度が極めて小さく影響は少ないとしているが、現在市内の大気環境においては、光化学オキシダントや微小粒子状物質については環境基準を達成しておらず、多量のばい煙等の排出により、これら大気汚染物質生成への寄与が危惧される。また、有害大気汚染物質である水銀等による健康影響、さらには多量の二酸化炭素排出による地球温暖化への影響も懸念されるなど、一層の配慮が必要である。

また、温排水については、すでに閉鎖性水域である東京湾へ多量に排出されていることから、新たな施設の稼働により、水生生物の生育環境のみならず水質や生態系への影響も懸念されるところである。

そこで、当該事業者が今後行う環境影響評価においては、次の点について慎重かつ十分に検討されるよう強く要望する。

- 1 ばい煙について、燃料の燃焼からばい煙処理・排出に至る計画を具体的に明示すること。また、微小粒子状物質への影響を考慮し、更に高効率の発電技術等の導入についても検討することとし、可能な限りばい煙量の削減を図ること。
- 2 使用する石炭の性状を明らかにし、石炭燃焼に伴い排出が想定され、環境への影響が懸念される水銀をはじめとする未規制有害物質についても、排出諸元を明示するとともに、環境影響を適切に評価し、必要に応じ削減対策を講じること。
- 3 石炭粉じんについて、屋内貯炭までに至る経路を明確にし、その際の飛散防止対策及び強風時の飛散の可能性について予測、評価すること。

また、一部利用する既存の屋外貯炭場についても、現状の調査及び評価をすること。

- 4 溫排水について、取放水口の位置や形状、海底地形、潮流等、具体的な諸元を明示し、慎重に調査、予測を行い、拡散範囲を平面図及び立面図で示す等、結果をわかりやすく示し評価すること。
- 5 騒音について、建設予定地から住宅地まで最短で約1kmであることから、騒音の発生する機器については屋内設置を基本とし、住宅地側には極力設置しないよう計画することとし、また、導入する機器は、より低騒音のものを優先的に選択すること。
- 6 ばい煙や温排水に加え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素についても、環境影響のさらなる低減を図るため、最新の技術や新たに得られる知見について、隨時検討評価の対象とし、石炭火力発電所における先進的な役割を果たすよう努めること。

また、二酸化炭素の減少に寄与するよう、敷地内には緑地を十分に確保するよう計画すること。

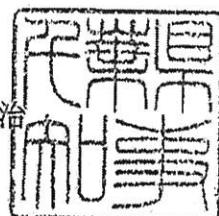


環 第 3 8 3 号

平成27年8月17日

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー  
代表取締役社長 三宅 一成 様

千葉県知事 鈴木栄治



(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る  
計画段階環境配慮書に対する意見（通知）

平成27年6月15日付で送付のあった標記配慮書に対する意見は、別紙のとおり  
ですので、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並び  
に当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評  
価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定  
するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成  
10年6月12日通商産業省令第54号）第14条第3項の規定により通知します。

(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設設計画に係る  
計画段階環境配慮書に対する意見

事業計画地は、東京湾に面し、石油化学工業等の大規模な工場が立地する京葉工業地域に位置しており、東京湾総量規制及び硫黄酸化物総量規制の地域内にある。

さらに、計画地周辺には、過去の深刻な大気汚染により、被害補償を受けている住民も生活している。

こうしたことから、当該地域に立地する事業者は、県、市と環境保全協定を締結し、法規制以上の環境保全措置に努めるなど特段の配慮をしてきた地域である。

現在でも、微小粒子状物質や光化学オキシダント等、環境基準未達成の測定局が多く存在する他、東京湾においても、化学的酸素要求量、全窒素、全りんの環境基準が一部未達成の海域があるとともに、赤潮や青潮が多く発生している状況にある。しかるに、計画地近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等で賑わう盤洲干潟があり、周辺海域では海苔養殖等の漁業も営まれている。

本事業は、京葉工業地域の一角に総出力約 200 万 kW もの国内最大級の石炭火力発電所を新設し、県内ばい煙発生施設総排出量の 1 割強程度の硫黄酸化物、同 2 割強程度のばいじんを排出する計画である。

その他、復水器からの温排水を毎秒 80 m<sup>3</sup> 排水する計画となっている。

これらの地域特性及び事業特性を踏まえ、本事業については、地域環境に最大限配慮した適切な事業計画を策定し、当該事業による環境への影響のより一層の回避及び低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 総括的事項

- (1) 複数案の設定に当たり、事業実施場所等が異なる他の計画案を設定しなかった理由を、検討経緯も含めて明らかにすること。
- (2) 計画段階での予測には不確実性が存在することを踏まえ、事業計画の策定に当たっては、安全側に立った事業計画とすること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保

全措置の検討を行うこと。

## 2 各論

### (1) 大気質について

- ① 排ガス処理に当たっては利用可能な最善の措置を講じ、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の環境負荷を可能な限り低減する計画とすること。  
また、方法書以降の図書において排ガス処理方式の選定理由、処理効率を明らかにすること。
- ② 環境影響評価の実施に当たっては、短期高濃度条件等の影響を考慮し大気質の調査を実施するとともに、適切な環境保全措置の検討を行うこと。  
また、浮遊粒子状物質については、排出する硫黄酸化物や窒素酸化物などによる二次粒子生成の影響を含め、調査、予測及び評価を行うこと。
- ③ 火力発電所1号機と2号機の稼働開始時期が異なることから、方法書以降の施設供用時の大気質の予測、評価等については、1、2号機同時稼働に加え、単独稼働時の煙源条件においても実施すること。
- ④ 水銀について、改正大気汚染防止法に基づき、所要の措置を講じるとともに、調査、予測及び評価を行うこと。
- ⑤ 微小粒子状物質について、今後の法規制等の動向を踏まえ、予測、評価等の実施など、所要の検討を行うこと。
- ⑥ 石炭の燃焼に伴い排出が想定される有害物質に対応可能な排ガス処理設備を設置するとともに、高品質で、有害物質の少ない石炭を選定すること。
- ⑦ 石炭の保管について、屋内貯炭場までに至る経路を明確にするとともに、一部利用する既存の屋外貯炭場も含めて粉じんの飛散について調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 騒音・振動について

- ① 建設予定地から住宅地まで最短で約1kmであることから、騒音の発生する機器については屋内設置を基本とし、住宅地側には極力設置しないよう計画すること。また、導入する機器は、より低騒音のものを優先的に選択すること。
- ② 当該事業の実施に伴う工事中及び供用後の大型車の交通量の増加の影響を適切に予測、評価すること。

### (3) 水質について

- ① 工事に伴う排水、発電施設供用時における排水（プラント排水、排煙

脱硫装置からの排水、生活排水等) について、処理工程及び処理前後の水質、水量の諸元を示し、汚濁負荷量についても検討を行うこと。

なお、総合排水処理については処理に対する考え方も明らかにすること。

- ② 閉鎖性水域に排水する計画であることから、施設供用時の排水(水の汚れ、富栄養化)の影響を環境影響評価項目とすること。

- ③ 温排水が毎秒 80 m<sup>3</sup>排水される計画であり、放流先の水質や潮流への影響も考えられることから、水質及び流況を環境影響評価項目とすること。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、周辺事業場からの温排水の影響も踏まえて、実際の海水温の変動及び東京湾の沿岸流も考慮すること。

- ④ 温排水の拡散について、3°C以下の上昇も含めた予測、評価の結果を分かりやすく明確にすること。

なお、予測、評価に当たっては、流速や水温等の放流先の状況、放水口の形状や放水流速等の諸元を具体的に示すこと。

#### (4) 動植物等について

- ① 動植物に対しての重大な環境影響の判断基準としている「3°C以上の水温上昇」の妥当性を明らかにすること。

- ② 重要な生物種だけでなく、盤洲干潟周辺に生息する動植物についても、調査、予測及び評価を行うこと。

- ③ 生態系を環境影響評価項目とし、取水及び排水の影響について、プランクトンや魚卵等の生育環境や、赤潮発生への影響等の間接的な影響も含めて調査、予測及び評価を行い、可能な限り影響を回避・低減すること。

- ④ 海外からの石炭運搬に使用する船舶のバラスト水に含まれる外来生物による生態系に与える影響を防ぐよう対策をとること。

#### (5) 廃棄物等について

- ① 事業に伴い大量の廃棄物の発生が見込まれることから、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組むとともに、具体的な廃棄物の発生量、処理方法及び活用方法について、調査、予測及び評価を行うこと。

また、石炭灰のセメント原料以外の有効利用方法についても検討し、明らかにすること。

- ② 残土の発生量及び具体的な活用方法を明らかにすること。

#### (6) 温室効果ガスについて

- ① 国において検討されている温室効果ガス削減目標等との整合性が示さ

れていないことから、温室効果ガスに関する今後の国の意見等を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すこと。

- ② 温室効果ガス削減の観点から、石炭ガス化複合発電（IGCC）等を含めた発電技術の採用に関する検討経緯を明らかにすること。
- ③ 竣工に至るスケジュール及び国や電力業界が進めている技術開発の動向を勘案した上で、利用可能な最良の発電技術の導入による削減対策を検討するとともに、発電技術以外の削減対策について、将来の先進的な二酸化炭素低減技術の導入の可能性も考慮した事業計画とすること。
- ④ 温室効果ガス等を環境影響評価項目とすること。



(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書  
に対する環境大臣意見の提出について(お知らせ)

平成27年8月28日(金)  
環境省総合環境政策局環境影響審査室  
室長:神谷 洋一(内6231)  
室長補佐:相澤 寛史(内6233)  
審査官:大山 孝(内6253)  
電話:03-3581-3351(代表)  
03-5521-8237(直通)

環境省は、28日、千葉県袖ヶ浦市で計画されている「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画 計画段階環境配慮書」(株式会社千葉袖ヶ浦エナジー)に対する環境大臣意見を経済産業大臣に提出した。

本事業は、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーが出光興産株式会社所有地内において、石炭を燃料とする総出力約200万kWの大規模な火力発電所を新設するものである。

環境大臣意見では、以下のことを述べている。

本事業が、国の目標・計画と整合を取るために、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組(以下「枠組」という。)が必要不可欠である。平成27年7月17日に電気事業分野の「自主的枠組みの概要」等が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組には課題がある。

上記の状況に鑑みれば、本事業については、「日本の約束草案」及びエネルギー・ミックスの達成に支障を及ぼしかねない。このため、本事業の計画内容について、国の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。

経済産業省においては、電力業界及び本事業者に対して、早急に取り組むよう促す必要がある。

### 1. 背景

環境影響評価法及び電気事業法は、出力11.25万kW以上の火力発電所の設置又は変更の工事を対象事業としており、環境大臣は、提出された計画段階環境配慮書※について、経済産業大臣からの照会に対して意見を言うことができるとされている。本件は、この手続きに沿って意見を提出するものである。

今後、経済産業大臣から事業者である株式会社千葉袖ヶ浦エナジーに対して、環境大臣意見を勘案した意見が述べられ、事業者は、意見の内容を検討した上で事業計画を決定し、事業段階の環境影響評価(環境影響評価方法書、準備書、評価書)を行うこととなる。

※計画段階環境配慮書:配置・構造又は位置・規模に係る事業の計画段階において、重大な環境影響の回避・低減についての評価を記載した文書。

## 2. 事業の概要

本事業は、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーが、千葉県袖ヶ浦市の出光興産株式会社所有地内において、石炭を燃料とする(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所(総出力約200万kW)を新たに建設するものである。本事業で発電した電力は、本事業者の出資会社である出光興産株式会社、九州電力株式会社及び東京ガス株式会社を通じて供給していく計画である。

## 3. 環境大臣意見の概要

本事業は、総出力約200万kWと近年建設が計画されている石炭火力発電所の中でも最大級の規模であり、事業者が国の目標・計画の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討していることが必要である。

我が国の温室効果ガス削減目標である「日本の約束草案」の積み上げに用いたエネルギー・ミックスにおいて、2030年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合に対して、2013年度実績が既にそれを上回っている状況であるとともに、さらに、石炭火力発電所の新增設により、その割合の増加が懸念されるところである。

このような状況において国の目標・計画と整合を取りためには、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)(以下「局長級取りまとめ」という。)で示されている要件を満たした、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組(以下「枠組」という。)が必要不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか等について、国が審査することとされている。

平成27年7月17日に電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組には課題がある。

また、事業者の自主的な取組としての天然ガス火力を超過する分に相当する純増分についての環境保全措置を講じることとしている。

上記の状況に鑑みれば、本事業については、「日本の約束草案」及びエネルギー・ミックスの達成に支障を及ぼしかねない。このため、本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。

経済産業省においては、電力業界及び本事業者に対して、具体的な仕組みやルールづくり等に早急に取り組むよう促す必要がある。

※なお、別添で温室効果ガス以外の各環境影響に関する意見を記載しているところ。

【参考】

○事業概要

- ・名 称 (仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設設計画
- ・事 業 者 株式会社千葉袖ヶ浦エナジー
- ・計画位置 千葉県袖ヶ浦市
- ・燃 料 石炭
- ・発電方式 汽力
- ・出 力 約 200 万 kW (約 100 万 kW×2 基)

○環境影響評価に係る手続

- ・平成 27 年 7 月 14 日 経済産業大臣から環境大臣への意見照会
- ・平成 27 年 8 月 28 日 環境大臣意見の提出

(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社千葉袖ヶ浦エナジー（以下「本事業者」という。）が千葉県袖ヶ浦市の出光興産株式会社所有地内において、石炭を燃料とする（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所（総出力約200万kW）を新たに建設するものである。本事業で発電した電力は、本事業者の出資会社である出光興産株式会社、九州電力株式会社及び東京ガス株式会社を通じて供給していく計画である。

本事業は、総出力約200万kWと近年建設が計画されている石炭火力発電所の中でも最大級の規模であり、二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所については、事業者が国の目標・計画の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討していることが必要である。

平成27年7月17日に我が国の温室効果ガス削減目標である「日本の約束草案」が決定され、国連気候変動枠組条約事務局へ提出されたが、その積み上げに用いたエネルギー・ミックスにおいて、2030年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合は26%程度であり、2013年度の実績の石炭火力発電の電力量が既にそれを上回っている状況である。さらに石炭火力発電所の新設・増設計画が後を絶たず、石炭火力発電の割合の増加が懸念されるところである。

このような状況において国の目標・計画と整合を取るために、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合（4大臣会合）」（平成25年4月26日）で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省）（以下「局長級取りまとめ」という。）で示されている要件を満たした、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組（以下「枠組」という。）が必要不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている。国の目標・計画との整合性については、枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合に、その整合性があると認めることができることとされている。

平成27年7月17日に電気事業連合会加盟10社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志23社が策定した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組には課題がある（別紙1）。

また、事業者の自主的な取組としての天然ガス火力を超過する分に相当する純増分についての環境保全措置を講じることとしていない。

上記の状況に鑑みれば、本事業については、「日本の約束草案」及びエネルギー・ミックスの達成に支障を及ぼしかねない。このため、本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。

経済産業省においては、電力業界及び本事業者に対して、具体的な仕組みやルールづくり等に早急に取り組むよう促す必要がある。

また、温室効果ガス以外の各環境影響に関しては、別紙2に意見を記載する。

(以上)

(別紙 1)

### 「自主的枠組みの概要」等について

平成 27 年 7 月 17 日に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定、公表した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」については、国の CO<sub>2</sub> 削減目標に整合する数値を掲げるものであると評価している。

その上で、掲げられた目標を如何にして達成するのかという実効性の観点から、現時点で公表されている内容については、例えば、

- ① 目標を達成するために、石炭火力の CO<sub>2</sub> 排出量をどのようにして削減するのか
  - ② 進捗管理 (PDCA) をするなかで、全体の CO<sub>2</sub> 排出が目標通りにおさまらない場合にどのように対応するのか
- など、詰めるべき課題がある。

## 本事業における温室効果ガス以外の各環境影響に関する意見

### (1) 大気環境

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響及び景観について十分考慮した適切な環境保全措置の検討。
- ② 水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討。
- ③ 微小粒子状物質(PM2.5)の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討。

### (2) 水環境

- ① 事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の指定地域に指定されている。本発電設備の稼働に伴う排水による水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。
- ② 取放水設備、石炭揚荷バース及び資材搬出入用岸壁等の工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

### (3) 温排水

本事業の取放水設備は、既存の発電所の取放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、周辺発電所との重畠を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

### (4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰について、「セメント原料等として全量有効利用する計画」であることに鑑み、将来にわたり膨大な量となることから、セメント原料等適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先の確保。

(以上)



株式会社千葉袖ヶ浦エナジー「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号  
機建設設計画計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年9月11日  
経済産業省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、株式会社千葉袖ヶ浦エナジー「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設設計画計画段階環境配慮書」について、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーに対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県袖ヶ浦市

原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））

出 力：約200万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 6月15日
環境大臣意見受理	平成27年 8月28日
経済産業大臣意見発出	平成27年 9月11日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機  
建設設計画段階環境配慮書」に対する意見

(1) 大気環境

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響及び景観について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ③ 微小粒子状物質(PM2.5)の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

(2) 水環境

- ① 事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の指定地域に指定されている。本発電設備の稼働に伴う排水による水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 取放水設備、石炭揚荷バース及び資材搬出入用岸壁等の工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 温排水

本事業の取放水設備は、既存の発電所の取放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、周辺発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰について、「セメント原料等として全量

有効利用する計画」であることに鑑み、将来にわたり膨大な量となることから、セメント原料等適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先の確保に努めること。

なお、平成27年7月17日に35社により策定し、公表された「自主的枠組みの概要」等に関して、「日本の約束草案」及びエネルギー・ミックスの達成に向け、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早急に自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールづくり等が行われるよう努めること。

以上